

○鹿児島県警察における遺失物等の取扱い に関する訓令 (平成19.12.3 鹿児島県警察本部訓令38)

改正 前略…令和3.7訓令31

鹿児島県遺失物取扱細則（平成元年鹿児島県警察本部訓令第11号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（以下「物件」という。）の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番、駐在所、幹部派出所及び警備派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

（物件の提出を受ける窓口）

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（以下単に「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、拾得物件取扱簿（別記第1号様式）に必要な事項を記載するものとする。

（交番等において物件の提出を受けたときの措置）

第4条 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、規則に定める様式に所要の事項を付加した様式を使用することとし、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

- 2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の

（鹿児島警47）・

② 4981

提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記第2号様式）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の拾得物件受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項の規定による報告及び照会は、執務時間中において警察署の会計課長に、それ以外の時間中においては警察署の当直主任に対して行うものとする。
- 5 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書及び拾得物件取扱簿とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
- 6 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。この場合において、地域警察官の取扱いに係るものにおいては、警察署の地域警察担当幹部の確認を受けて送付するものとする。
 - (1) 交番、幹部派出所及び警備派出所 勤務員の交替時に送付すること。ただし、警察署で勤務交替しない施設においては、駐在所の例によること。
 - (2) 駐在所 1週間以内に送付すること。
 - (3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法により送付すること。
- 7 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書及び拾得物件取扱簿とともに、警察署に送付するものとする。ただし、島しょ部に所在する交番等においては、警察署長の指示による。

本条…一部改正〔平成29.3訓令9〕

（施設において拾得された物件の取扱い）

第5条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設

の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。
(拾得物件一覧簿等の記載)

第6条 規則第4条第1項の規定による拾得物件一覧簿の記載は、警察署において、交番等から第4条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

- 2 規則第4条第2項の規定による特例施設占有者保管物件一覧簿の記載は、警察署において、法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。
(遺失届を受理する窓口)

第7条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

- 2 前項の規定により遺失届を受理したときは、遺失届取扱簿（別記第3号様式）に必要な事項を記載すること。
(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第8条 交番等において遺失届を受けたときは、規則に定める遺失届出書に所要の事項を付加した様式を使用することとし、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。
- 3 交番等においては、遺失届出書及び遺失届取扱簿を速やかに警察署に送付しなければならない。
- 4 第4条第6項本文の規定は、前項の規定による送付について準用する。
(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第9条 警察署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に見見なければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、警察本部通信指令室に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置を執るものとする。また、交番等においてこれらの物件に係る遺失届を受理したときは、直ちに、その旨を警察署の地域警察担当幹部及び会計課に報告するものとする。

(遺失物管理システムによる遺失届の有無の確認等)

第10条 交番等において第4条第1項の規定による報告をするときは、あわせて、当該提出物件について、鹿児島県遺失物管理システム（以下単に「システム」という。）により、同一のものと認められる物件に係る遺失届の登録の有無を確認するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による確認を受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記載をするときに行うものとする。

3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成29.3訓令9〕

(拾得控書登録時における遺失届の有無の調査等)

第11条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 規則第6条の規定による確認又は照会の結果、提出物件に係る遺失届がなされていたことが判明した場合は、当該提出物件の現物と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成29.3訓令9〕、本条…一部改正〔令和2.3訓令21、3.7訓令31〕

(拾得物件一覧簿の確認等)

第12条 交番等において第8条第1項の規定による報告をするときは、あわせて、当該遺失届に係る物件について、同一のものと認められる提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において受理をした遺失届に係る必要事項をシステムに登録するときに行うものとする。

3 規則第7条第1項の規定による確認又は同条第2項の規定による照会の結果、遺

失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

本条…一部改正〔平成29.3訓令9〕

(遺失届出登録時における提出物件の有無の調査等)

第13条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件の提出又は保管物件についての届出が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明した場合は、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に通知し、通知を受けた当該他の警察署長は当該提出物件の現物又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 4 第11条及びこの条に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成29.3訓令9、令和3.7訓令31〕

(提出物件の保管及び確認)

第14条 警察署においては、提出物件に拾得物件整理票（別記第4号様式）を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を執るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条第3号から第6号までに掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。
- 3 前2項の規定は、交番等において提出を受けた後第4条第5項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が、自転車その他のその形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管することその他の確実な方法で保管することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、提出物件が、交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置を執るものとする。
- 5 警察署長は、受理した提出物件について、現金にあっては保管金出納簿（別記第5号様式）に必要な事項を記録して鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号。以下「会計規則」という。）に規定する指定金融機関に預託し、物品にあっては拾得物品出納簿（別記第6号様式）に必要な事項を記録して確実に保管しておかなければならない。この場合において、遺失者等の利便を考慮し、警察本部長が定める額を現金で保管することができる。
- 6 警察署長は、毎月末をもって保管金出納簿及び拾得物品出納簿を締め切るとともに、保管金品の確認を行わなければならない。

本条…一部改正〔平成29.3訓令9、令和2.3訓令21、3.7訓令31〕

（保管中の物件の保全）

第15条 警察署長は、提出物件のうち、乗車船券、当せん金付証券、商品券その他これらに類するもので保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものを保管する場合においては、その期間満了前に現金と引き換えるなど、提出物件を保全するために必要な処分を行わなければならない。

（提出物件処理台帳の整備）

第16条 警察署長は、提出物件の受理時に作成した拾得物件控書及び提出書の写しを編てつし、提出物件処理台帳として整備保管しておかなければならない。

（提出物件の亡失、損傷等の報告）

第17条 警察署長は、保管中の提出物件を亡失、損傷等したときは、亡失、損傷等の日時、場所及び当該物件の金額、品名、数量、価格並びに平素の保管状況その他必要事項を、直ちに警務部会計課長を經由して警察本部長に報告しなければならない。

本条…追加〔令和2.3訓令21〕

（提出物件の処分）

第18条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

- 2 規則第14条の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記第7号様式）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

旧17条…繰下(令和2.3訓令21)、本条…一部改正(令和3.7訓令31)

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第19条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）

は、遺失物確認通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（別記第9号様式）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には所有権取得通知書（別記第10号様式）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記第11号様式）により、それぞれ行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

旧18条…繰下(令和2.3訓令21)、本条…一部改正(令和3.7訓令31)

（返還又は引渡しに係る手続）

第20条 警察署長は、遺失者（法第2条第4項に規定する遺失者をいう。以下同じ。）に対する提出物件の返還に係る手続並びに法及び民法第240条又は第241条の規定により提出物件の所有権を取得した者に対する当該提出物件の引渡しに係る手続は、警察署において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交番等において提出物件を保管中に当該提出物件に係る遺失者が提出物件の返還を求めて交番等を来訪したときは、法第11条第1項の規定及び規則第20条の規定による確認が得られる場合に限り、警察署長の指揮を受けて、交番等において提出物件の返還に係る手続を行うことができる。

3 前項の規定により返還手続を行ったときは、完結となった拾得物件控書、遺失届出書その他の関係書類を第4条第6項本文に規定する方法により警察署に送付しなければならない。

4 警察署長は、提出物件の返還又は引渡しを行ったときは、保管金出納簿、拾得物品出納簿及び拾得物件控書にその旨を記録しておかなければならない。

旧19条…繰下〔令和2.3訓令21〕

（小切手による返還等）

第21条 警察署長は、規則第17条の規定に基づき預託してある現金又は売却代金については、小切手を振り出すことにより、遺失者へ返還し、又は権利取得者に引渡しを行うことができる。

旧20条…繰下〔令和2.3訓令21〕

（提出物件の返還及び引渡しの特例措置についての教示）

第22条 警察署長は、規則第19条の規定により、送付による提出物件の返還及び引渡しを求められたときは、遺失者又は権利取得者に対し必要な教示を行わなければならない。

本条…一部改正〔平成29.3訓令9〕、旧21条…繰下〔令和2.3訓令21〕

（犯罪捜査のために提出している提出物件の返還等を求められたときの措置）

第23条 警察署長は、犯罪捜査のために提出している提出物件の返還又は引渡しに係る手続を行ったときは、その状況を記録し、明らかにしておかなければならない。

旧22条…繰下〔令和2.3訓令21〕

（埋蔵物の取扱い）

第24条 警察署長は、埋蔵物に係る物件の提出を受けた場合において、当該物件が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する埋蔵文化財と認められるときは、

同法の規定に基づき、速やかに、埋蔵文化財提出書（別記第12号様式）を添え、鹿児島県教育委員会（当該物件が鹿児島市、薩摩川内市、霧島市又は鹿屋市で発見された場合は、それぞれの教育委員会。以下この条において「県教育委員会等」という。）に提出しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の процедуруをした後当該物件の所有者が判明し、その返還の要求があったときは、県教育委員会等に返還を求め、所有者に引き渡すものとする。
- 3 警察署長は、県教育委員会等に提出した物件について、埋蔵文化財でないと認定され、差戻しを受けたときは、当該物件を、民法（明治29年法律第89号）第241条及び法の規定に従って処理するものとする。
- 4 警察署長は、県教育委員会等が埋蔵文化財と認定した物件について、発見者又は提出者に引取期間を通知していた場合は、埋蔵文化財と認定された事実及び保管期間を当該発見者又は提出者に通知するものとする。
- 5 警察署長は、県教育委員会等から埋蔵文化財の発見について届けを受理した場合は、別に定める方法により県教育委員会等に保管期間等を通知するものとする。

本条…一部改正〔平成22.2訓令2〕、旧23条…一部改正し繰下〔令和2.3訓令21〕、本条…一部改正〔令和3.7訓令31〕

（帰属物件の払出しに係る手続）

第25条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により、県又は国に帰属する物件については、所要の手続をした後、保管金出納簿及び拾得物品出納簿にその旨を記録しておかなければならない。

旧24条…繰下〔令和2.3訓令21〕

（完結書類の保存）

第26条 警察署長は、提出物件の返還又は引渡しの手続が完了したときは、第16条の提出物件処理台帳とは別に編でつの上、これを保存しておかなければならない。

- 2 警察署長は、前条の規定により、払出しの手続が完了したときは、会計規則の規定により県又は国に帰属する物件の払出しに係る書類を整備保管しておかなければならない。

旧25条…一部改正し繰下〔令和2.3訓令21〕

（交番等に対する指導監督）

第27条 警察署長は、交番等における物件の取扱いについては、定期的に又は随時に検査を行うなど、物件の適正な取扱いが確保されるための指導教養を行わなければ

ならない。

旧26条…繰下(令和2.3訓令21)

(検査)

第28条 警察本部長は、少なくとも、毎年1回以上、警察署長が取り扱う保管金品等の検査を行うものとする。

旧27条…一部改正し繰下(令和2.3訓令21)

(警察署長交替時の引継ぎ)

第29条 警察署長が交替したときは、遺失物に関する事務の引継ぎを確実に実行しなければならぬ。

旧28条…繰下(令和2.3訓令21)

(本部施設における取扱い)

第30条 第2条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

旧29条…繰下(令和2.3訓令21)

附 則

- 1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。
- 2 改正前の遺失物法（明治32年法律第87号）第1条第1項又は第11条第1項の規定により警察署長に差し出されている物件に関しては、第17条第2項及び第18条に規定する通知並びに第19条第1項及び第2項に規定する手続について、改正前の鹿児島県遺失物取扱細則（平成元年鹿児島県警察本部訓令第11号）の規定によるものとする。

附 則（平成22.2.25訓令2）

この訓令中第23条第1項の改正規定は平成22年4月1日から、別表の改正規定は同年3月23日から施行する。

附 則（平成29.3.29訓令9）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2.3.30訓令21）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3.7.8訓令31）

- 1 この訓令は、令和3年7月20日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第2編 警務 鹿児島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

別表（第2条，第4条，第30条関係）

施設	引継ぎの方法
警察本部	警務部会計課員が，速やかに鹿児島中央警察署に送付すること。
生活安全部地域課鉄道警察隊	速やかに鹿児島西警察署に送付すること。
交通部免許管理課	速やかに鹿児島南警察署に送付すること。
交通部免許試験課	速やかに始良警察署に送付すること。
交通部高速道路交通警察隊	速やかに始良警察署に送付すること。

本表…一部改正〔平成22.2訓令2、令和2.3訓令21〕

第2号様式（第4条関係）

（表面）

警察委員会課		電話番号（ ） - -	
本件に関するお問い合わせは、		（ ） にお願ひします。	
現金	¥	物品	
取扱者 交・住・保・経・課等 警察署 ④			
あなたから提出のあった拾得物件を受理しました。			
拾得物件受取票			
年 月 日			
切り取り線			
折り返し線（山折り）			
現金 収 納 袋			
透明部分			

(裏面)

切り取り線


の り し ろ

折り返し線 (谷折り)

受理番号		警察署 <small>交番・駐在所、幹部派出所等</small>				
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名				
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得					
拾得者	住所 氏名 電話番号等					
現金	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚	100円硬貨 枚
	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚	記念硬貨等	<input type="checkbox"/> 現金のみ
物品						
備考						

本様式…一部改正〔令和3.7訓令31〕

第4号様式（第14条関係）

	
受理番号 第 号	
<u>拾得物件整理票</u>	
提出 年月日	年 月 日
拾得 年月日	年 月 日
拾得者氏名	
帰属年月日	年 月 日
品名	
備考	

（規格 縦9センチメートル，横5.5センチメートル）

第7号様式（第18条関係）

拾得物件処分通知書

年 月 日

様

鹿児島県 警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

は、遺失物法第10条の規定により処分しますので、通知します。

なお、処分後は、この物件を引き取ることができなくなりますので、御注意ください。

(連絡先)

警察署会計課

所在地

電話番号

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

本様式…一部改正〔令和2.3訓令21〕、旧8号様式…繰上〔令和3.7訓令31〕

第8号様式（第19条関係）

遺失物確認通知書

年 月 日

様

鹿児島県 警察署長

あなたの物と思われる物件

が拾得され、現在（ ）において保管していますので、確認に来てください。

年 月 日までに遺失者が判明しない場合は、遺失者はこの物件の所有権を失うこととなります。

この物件があなたの物であると確認ができ、あなたがその返還を受ける場合は、遺失物法の規定により、あなたには、この物件の交付、提出又は保管に費用を要した者がいるときは、当該費用を償還する義務があり、また、拾得者に物件の価格の5%から20%（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務がありますので、これらを履行してください。これらの義務を履行するために拾得者等の氏名、住所等の告知を求める場合は、御連絡をください（ただし、遺失物法の規定により、拾得者等の同意がなければ、その氏名、住所等を遺失者に教えることはできないこととなっていますので、あらかじめ御承知ください。）。

ご不明な点はお問い合わせ下さい。

（返還手続を行う場所）

（連絡先）

警察署会計課

所在地

電話番号

備考 「現在（ ）において」の括弧内には、物件を保管している場所を記載すること。

本様式…一部改正〔令和2.3訓令21〕、旧9号様式…繰上〔令和3.7訓令31〕

第9号様式（第19条関係）

拾得物件返還通知書

年 月 日

様

鹿児島県 警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の提出、交付又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件については、その2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんので御注意ください。

また、遺失物法の規定により、あなたの氏名、住所等を遺失者に教えることについてあなたの同意がなければ、あなたの氏名、住所等を遺失者に教えることはできず、遺失者の氏名、住所等もあなたに教えることはできませんので、あなたの氏名、住所等を遺失者に教えてよいか御連絡をください（既に拾得物件を提出した際に同意をされている場合を除きます。）。

（連絡先）

警察署会計課

所在地

電話番号

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

本様式…一部改正（令和2.3訓令21）、旧10号様式…繰上（令和3.7訓令31）

第10号様式（第19条関係）

所 有 権 取 得 通 知 書

年 月 日

様

鹿児島県 警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しましたので、下記の場所まで引き取りに来てください（ 年 月 日までに引き取らないときは、この物件の所有権を失いますので御注意ください。）。

なお、あなたには、この物件の提出、交付又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の規定により、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、お問い合わせください。

（引渡し手続を行う場所）

（連絡先）

警察署会計課

所在地

電話番号

〔 取扱いは、平日の8時30分から17時15分までです。土曜日、日曜日、祝日、
休日（12月29日から1月3日までを含む。）は取扱いません。 〕

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

本様式…一部改正〔令和2.3訓令21〕、旧11号様式…繰上〔令和3.7訓令31〕

第11号様式（第19条関係）

費用請求権通知書

年 月 日

様

鹿児島県 警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

は、遺失者に返還できませんでした。あなたには、遺失物法の規定により、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を引き取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、お問い合わせください。

(連絡先)

警察署会計課

所在地

電話番号

備考 不要の文字は、横線で消去すること。

本様式…一部改正(令和2.3訓令21)、旧12号様式…繰上〔令和3.7訓令31〕

第12号様式（第24条関係）

埋 蔵 文 化 財 提 出 書

物 件 の 名 称 (種 別)	
数 量	
発見者の住所、氏名	
発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名	
発見の年月日	
発見の場所	
発見の原因	
発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	
埋蔵文化財と認定されたときの帰属年月日	
備 考	
<p>上記物件を文化財保護法第101条の規定に基づき、埋蔵文化財と認められるので現品を添えて提出します。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">警察署長 印</p>	

本様式…一部改正(令和2.3訓令21)、旧13号様式…縦上(令和3.7訓令31)